

大分県環境審議会の概要

1 根拠法等

- ・環境基本法
- ・水質汚濁防止法
- ・自然環境保全法
- ・大分県環境審議会条例

2 目的

- ・県内の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。
- ・県内の公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項の調査審議をする。
- ・県内の自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。
- ・温泉法、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により権限が属する事項を調査審議する。

3 経緯

昭和41年	大分県公害対策審議会として発足
平成6年	大分県環境審議会となる
平成18年	大分県自然環境保全審議会と統合

4 構成

委員数	委員45名	特別委員5名	
部会数	6部会	総合政策部会	(担当課 生活環境企画課)
		水質部会	(担当課 環境保全課)
		自然環境部会	(担当課 生活環境企画課)
		温泉部会	(担当課 生活環境企画課)
		鳥獣部会	(担当課 森との共生推進室)
		環境緑化部会	(担当課 森との共生推進室)

5 運営方法

大分県環境審議会運営要綱に規定し、部会での審議・決議を基本とする。

6 委員の任期

平成26年12月1日～平成28年11月30日（2年間）

7 審議会の庶務

生活環境部生活環境企画課が担当する。

○ 大分県環境審議会条例

(平成六年七月八日 大分県条例第十五号)

(趣旨)

第一条 この条例は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第二項及び水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二十一条第二項並びに自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条第三項の規定に基づき、環境基本法第四十三条第一項及び自然環境保全法第五十一条第一項の審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第二条 審議会の名称は、大分県環境審議会とする。

(組織)

第三条 審議会は、委員四十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(特別委員)

第四条 審議会に、委員とともに水質汚濁防止法第二十一条第一項の事務(以下「水質汚濁防止法の事務」という。)を行わせるため、特別委員若干人を置く。

2 特別委員は、国の関係地方行政機関の長又はその指名する職員のうちから、知事が任命する。

(委員等の任期)

第五条 委員及び特別委員(以下この条において「委員等」という。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第六条 審議会に会長及び副会長二人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員(審議会が水質汚濁防止法の事務を行う場合にあっては、特別委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 特別委員は、水質汚濁防止法の事務を行う部会を置く場合には、前項の規定によって指名された委員とともに当該部会を組織するものとする。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

- 6 部会の会議は、会長が招集し、部会長が議長となる。
- 7 第五条第二項並びに前条第二項及び第三項の規定は、部会について準用する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(専門委員)

第九条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の意見を聴いて、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取及び資料の提出の請求等)

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(幹事)

第十一条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第十二条 審議会の庶務は、生活環境部において処理し、部会に関する庶務は、それぞれ関係の部において処理する。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

○大分県環境審議会条例施行規則 (平成六年七月八日 大分県規則第三十五号)

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県環境審議会条例(平成六年大分県条例第十五号)第十三条の規定により、大分県環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(専門委員)

第二条 専門委員は、会長又は部会長の求めに応じ、審議会の会議又は部会の会議に出席して意見を述べることができる。

(常任幹事)

第三条 幹事のうち一人を常任幹事とし、知事が指名する。

- 2 常任幹事は、幹事の事務を掌理し、必要に応じ幹事会を招集することができる。

(会長への委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (略)

○大分県環境審議会運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大分県環境審議会条例施行規則第四条の規定により、大分県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事録)

第二条 審議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長が指名した委員二人が署名するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 会議の経過及び議決の内容

(部会)

第三条 大分県環境審議会条例第八条第一項の規定により、審議会に次の部会を置く。

- 一 総合政策部会
 - 二 水質部会
 - 三 自然環境部会
 - 四 温泉部会
 - 五 鳥獣部会
 - 六 環境緑化部会
- 2 部会の審議事項は別表の定めるところによる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会を合同して開くことができる。
- 4 前条の規定は、部会について準用する。

(諮問の付託)

第四条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を部会に付託することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第二項で定める審議事項については、会長の付託があつたものとみなす。

(部会の決議)

第五条 部会の決議は、審議会の決議とする。ただし、必要に応じて、決議の内容を会長に報告する。

- 2 前項の決議を行った部会の部会長は、当該決議について、総合政策部会に報告するものとする。

(会長等への委任)

第六条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の議事その他運営に関し、必要な事項は、会長又は部会長が審議会又は部会に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成七年三月二十二日から施行する。

この要綱は、平成十八年四月一日から施行する。

この要綱は、平成二十二年二月四日から施行する。

別 表

部 会 名	所 掌 事 務
総合政策部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境の保全の基本的事項に関する事。 2 環境基本計画の策定、実施状況の点検・評価に関する事。 3 前2号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌に属しない事項に関する事。
水質部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 水質環境基準の水域類型へのあてはめに関する事。 2 上乘せ排水基準の設定に関する事。 3 総量削減計画の策定に関する事。 4 総量規制基準の設定に関する事。 5 測定計画の策定に関する事。 6 指定湖沼の指定の申出等に関する事。 7 湖沼水質保全計画の策定に関する事。 8 指定湖沼の水質を保全するための規制基準の設定に関する事。 9 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全計画の策定に関する事。
自然環境部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境保全法、大分県自然環境保全条例に定める県自然環境保全地域の指定等に関する事。 2 瀬戸内海環境保全特別措置法、大分県自然海浜保全地区条例に定める自然海浜保全地区の指定等に関する事。 3 自然公園法、大分県立自然公園条例に定める県立自然公園の指定、公園計画及び公園事業の決定等に関する事。 4 前3号に掲げるもののほか、自然環境の保全にかかる重要事項に関する事。
温泉部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 温泉を湧出させる目的で、土地を掘削使用とする場合の許可又は不許可の処分に関する事。 2 温泉の湧出路を増掘し、又は温泉の湧出量を増加させるために動力を装置しようとする場合の許可又は不許可の処分に関する事。 3 土地掘削等の許可を取り消し、又は公益上必要な措置を命ずること。 4 温泉源保護のため、温泉採取の制限を命ずること。 5 前各号に掲げるもののほか、温泉行政にかかる重要事項に関する事。
鳥獣部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 鳥獣保護事業計画の樹立及び変更に関する事。 2 特定鳥獣保護管理計画の樹立及び変更に関する事。 3 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限に関する事。 4 狩猟期間の延長に関する事。 5 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除に関する事。 6 鳥獣保護区の指定（拡張を含む。）に関する事。 7 特別保護地区の指定（拡張を含む。）に関する事。
環境緑化部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県緑化基本計画の策定に関する事。 2 県緑化地域の指定に関する事。

○ 委 員

(五十音順)

	氏 名	所 属 ・ 職 名 等
1	足 利 由 紀 子	NPO法人「水辺に遊ぶ会」理事長
2	足 立 高 行	NPO法人「おおいた生物多様性保全センター」理事長
3	安 達 由 美 子	大分県女性農業経営士会会長
4	穴 井 豊 水	大分県樹苗生産農業協同組合代表理事副組合長
5	有 村 孝 一	大分森林管理署長
6	諫 山 知 代 美	亀山亭ホテル
7	泉 一 徳	大分県みどりの少年団育成連絡協議会長
8	井 上 雅 公	大分県医師会常任理事
9	今 村 正 治	立命館アジア太平洋大学副学長
10	岩 崎 泰 也	大分県森林組合連合会代表理事会長
11	内 田 健	弁護士
12	江 崎 一 子	別府大学食物栄養科学部学部長
13	大 上 和 敏	大分大学教育福祉科学部准教授
14	大 久 保 章 子	自然保護団体「であいねっとわーくともだち」代表
15	大 沢 信 二	京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設教授
16	奥 城 朝 恵 子	社団法人大分県地域婦人団体連合会副会長
18	小 田 毅	環境省・環境カウンセラー／別府大学文学部非常勤講師
17	鬼 塚 隆 子	NPO法人「グリーンインストラクターおおいた」理事長
19	葛 西 満 里 子	公益社団法人ガールスカウト大分県連盟連盟長
20	兼 板 佳 孝	大分大学医学部公衆衛生・疫学講座教授
21	川 野 智 美	九重ふるさと自然学校代表
22	川 野 田 實 夫	大分大学名誉教授
23	郷 司 信 義	日本野鳥の会大分県支部国東地区支部長
24	後 藤 政 子	大分県商工会女性部連合会会長
25	後 藤 美 鈴	旅館入舟荘(かんなめ会代表)
26	坂 井 美 穂	日本文理大学工学部准教授
27	佐 藤 智 恵 里	大分県獣医師会／ハーネス動物病院院長
28	重 本 悟	公益財団法人森林ネットおおいた理事長
29	芝 尾 信 二	大分県工業倶楽部会長
30	杉 浦 嘉 雄	日本文理大学工学部教授
31	杉 田 高 行	九州地方環境事務所統括自然保護企画官
32	瀧 田 祐 作	大分大学名誉教授
33	竹 村 恵 二	京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設教授
34	田 中 平	株式会社大分マリーナパレス取締役常務執行役員館長
35	富 田 能 範	社団法人大分県獺友会会長
36	秦 野 恵 子	大分県商工会議所女性会監事
37	羽 野 忠	大分大学名誉教授
38	姫 野 由 香	大分大学工学部助教
39	藤 本 昭 夫	姫島村長
40	牧 野 直 樹	九州大学名誉教授
41	山 崎 淳 子	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会幹事
42	由 佐 悠 紀	京都大学名誉教授
43	若 杉 千 秋	弁護士
44	若 林 正 夫	大分地方気象台長
45	綿 末 し の ぶ	大分県環境教育アドバイザー／環境カウンセラー

○ 特別委員(水質部会:水質汚濁防止法関係)

	氏 名	所 属
1	片 桐 薫	九州農政局生産部長
2	折 田 憲 一	九州経済産業局資源エネルギー環境部長
3	平 井 秀 輝	九州地方整備局企画部長
4	森 田 勇	大分海上保安部長
5	竹 熊 芳 博	九州産業保安監督部産業保安監督管理官